

○浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年宮城県条例第十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(更新の登録)

第二条 条例第二条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者は、当該登録の有効期間が満了する日の二月前から当該期間が満了する日の一月前までの間に、知事に登録の申請をしなければならない。

(添付書類)

第三条 条例第三条第二項第四号の規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 事業計画書
- 二 申請者の住民票の抄本（申請者が法人である場合には、その法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為）
- 三 申請者の略歴書（申請者が法人である場合には、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。）の略歴書）
- 四 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の免状の写し
- 五 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士（申請日において前項の免状の交付を受けた日から3年が経過していない者を除く。）が第十二条に規定する研修を受講したことを証する書類（条例第二条第三項に規定する更新の登録を申請する場合に限る。）
- 六 営業区域ごとに保守点検の委託を受けている浄化槽の基数を記載した書面
- 七 営業所付近の見取図

(登録簿の謄本の交付の請求等)

第四条 条例第四条第三項の規定により浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付を受けようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 条例第四条第三項の規定により浄化槽保守点検業者登録簿を閲覧しようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿閲覧簿に所定の事項を記載しなければならない。

(変更の届出)

第五条 条例第七条第一項の規定により変更の届出をする場合においては、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる書面を変更届に添付しなければならない。

- 一 条例第三条第一項第一号に掲げる事項の変更 住民票の抄本（法人にあつては、登記事項証明書）
 - 二 条例第三条第一項第二号に掲げる事項の変更 営業所付近の見取り図（所在地を変更する場合に限る。）
 - 三 条例第三条第一項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書及び新たに役員となる者がある場合においては、当該役員の略歴書
 - 四 条例第三条第一項第五号に掲げる事項の変更 浄化槽管理士免状の写し（営業所に新たな浄化槽管理士を置くことになつた場合に限る。）
- (平一七規則四・一部改正)

(営業所に関する特例)

第六条 条例第十条第一項ただし書の規則で定める場合は、仙台市の区域に営業所を設置している場合とする。

(備えるべき器具)

第七条 条例第十条第三項の規則で定める器具は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 温度計
- 二 透視度計
- 三 溶存酸素計
- 四 亜硝酸性窒素測定器具
- 五 水素イオン濃度指数測定器具
- 六 残留塩素測定器具
- 七 汚泥沈澱率測定器具
- 八 スカム及び汚泥厚測定器具
- 九 水準器

(標識の記載事項)

第八条 条例第十条第五項の規則で定める標識の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 営業所の所在地
 - 二 登録の有効期間
- (帳簿の記載事項等)

- 第九条 条例第十条第六項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 保守点検の委託を受けた浄化槽の管理者の氏名又は名称及び住所
 - 二 前号の浄化槽の処理方式、処理対象人員及び設置場所
 - 三 保守点検を行つた年月日及び浄化槽管理士の氏名
 - 四 条例第十一条第二項の規定により浄化槽管理者及び浄化槽清掃業者へ通知した年月日
 - 五 浄化槽法第十一条の規定による定期検査の年月日
- 2 浄化槽保守点検業者は前項の帳簿に、毎月末までに、前月中における前項各号に掲げる事項について、記載を終えなければならない。
- 3 第一項の帳簿は、次の各号に掲げるところにより保存するものとする。
- 一 帳簿は、各事業年度の最終月の翌月の末日をもつて閉鎖すること。
 - 二 帳簿は、閉鎖後三年間営業所ごとに保存すること。
- (電磁的記録による帳簿の作成)
- 第十条 浄化槽保守点検業者が、条例第十条第六項の規定により帳簿に係る電磁的記録の作成を行う場合は、浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。
- (電磁的記録による帳簿の保存)
- 第十一条 浄化槽保守点検業者が、条例第十条第六項の規定により帳簿に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
- 一 作成された電磁的記録を浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法
 - 二 帳簿に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてできた電磁的記録を、浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法
- 2 浄化槽保守点検業者が、前項の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示でき、及び当該事項を記載した帳簿を作成することができるための措置を講じなければならない。
- 3 条例第十条第六項の規定により同一内容の帳簿を二以上の営業所に保存しなければならないとされている浄化槽保守点検業者が、第一項の規定により当該二以上の営業所のうち、一の営業所に当該帳簿に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を他の営業所に備え付けた電子計算機の映像面に表示し、及び当該事項を記載した帳簿を作成できる措置を講じた場合は、当該他の営業所に当該帳簿の保存が行われたものとみなす。
- (浄化槽管理士の研修)
- 第十二条 条例第十一条第四項に規定する浄化槽の保守点検の業務に関する研修は、知事が、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 浄化槽行政に関すること
 - 二 浄化槽の構造と機能に関すること
 - 三 浄化槽の保守点検に関すること
 - 四 その他必要な事項
- 2 知事は、その指定する者に前項の研修の実施に関する事務(以下「研修事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。
- 3 知事は、前項の規定によりその指定する者に研修事務の全部又は一部を行わせるときは、その旨を公示しなければならない。
- (申請書等の様式)
- 第十三条 次の各号に掲げる申請書等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。
- 一 条例第三条第一項の申請書 様式第一号
 - 二 条例第三条第二項第一号の書面 様式第二号
 - 三 条例第三条第二項第二号の書面 様式第三号
 - 四 条例第四条第一項の浄化槽保守点検業者登録簿 様式第四号
 - 五 条例第六条第二項において準用する条例第三条第一項の申請書 様式第五号
 - 六 条例第七条第一項の規定による届出に係る届出書 様式第六号
 - 七 条例第八条第一項の規定による届出に係る届出書 様式第七号
 - 八 条例第十条第五項の標識 様式第八号
 - 九 条例第十一条第三項の浄化槽管理士証 様式第九号
 - 十 条例第十四条第三項の身分を示す証明書 様式第十号
 - 十一 第三条第三号の略歴書 様式第十一号

十二 第三条第六号の書面 様式第十二号

十三 第四条の浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付申請書 様式第十三号
(書類の提出部数等)

第十四条 条例及びこの規則の定めるところにより知事に提出する書類の提出部数は、次項の規定により保健所長を経由する場合にあつては正副二部、その他の場合にあつては正一部とする。

2 条例及びこの規則の定めるところにより知事に提出する書類は、仙台市の区域のみに営業所を有する場合を除き、主たる営業所の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則 (平成元年規則第二〇号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条から第百十三条までの規定による改正前のこれらの規定に規定する各規則及び各県令(以下「規則等」という。)の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規則等の規定によるものとみなす。

附 則 (平成一二年規則第一七九号)

この規則は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年規則第四号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第二百四号)第五十三条第五項の規定によりなお効力を有することとされている改正前の商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本は、改正後の商業登記法第十条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第三条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に一号を加える改正規定については、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則による諸様式(様式第九号を除く。)で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、それぞれ改正後の浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の規定によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、それぞれ改正後の浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の規定によるものとみなす。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

